

広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務

総合評価落札方式試行要領

(平成25年2月6日制定)

(平成29年11月1日改正)

(令和元年8月1日改定)

(趣旨)

第1 この要領は、広島高速道路公社が発注する測量・建設コンサルタント等業務(以下「委託業務」という。)に係る総合評価落札方式の試行に関し、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領における「総合評価落札方式」とは、広島高速道路公社会計規程第76条第2項の規定に基づき、委託業務の質を高めることを目的とし、価格だけでなく、価格その他の条件が公社にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式である。

(対象業務)

第3 総合評価落札方式の試行委託業務は、原則としてプロポーザル方式を適用しない、次のいずれかに該当する委託業務とする。ただし、「広島高速道路公社競争入札等執行委員会」で総合評価落札方式によることが適当でない認められた委託業務を除くものとする。

- (1) 技術的検討の余地が大きいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績等に加え、業務の実施方針(業務理解度、実施手順及び工程計画等)を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務【標準型】
- (2) 技術的検討の余地が大きいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績等に加え、業務の実施方針(業務理解度等)を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務【簡易型】
- (3) 技術的検討の余地が小さいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績等を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務【特別簡易型】

(学識経験者の意見聴取)

第4 理事長は、総合評価落札方式を実施するに当たり、あらかじめ、次の事項について、2人以上の学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

- (1) 落札者の決定基準を定めようとする場合
- (2) 前号の規定による意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると意見が述べられ、当該落札者を決定しようとする場合

(入札公告等)

第5 理事長は総合評価落札方式で委託業務に係る委託契約を締結しようとする場合は、次の事項について公告又は通知しなければならない。

- (1) 提出を求める技術資料の内容及び提出期限等
- (2) その他必要と認める事項

(技術資料作成説明会の開催)

第6 理事長は、必要があると認めるときは、技術資料作成説明会を実施することができるものとする。

(入札時に必要な資料)

第7 理事長は、価格以外のその他の要素について評価を行う際に、必要な技術資料等を提出させることとし、提出された技術資料等は返却しないものとする。

- 2 入札者は、指定された日までに指定された方法で技術資料等を提出するものとする。
- 3 必要な技術資料等を提出しない入札者による入札又は提出された技術資料等に必要事項が記載されていない入札者による入札は落札者とししない。
- 4 技術資料等の作成及び提出に要する費用は入札者の負担とする。

(技術資料等のヒアリング)

第8 理事長は、必要があると認めるときは、技術資料等の内容について、技術者のヒアリングを実施することができるものとする。

(技術資料等の審査)

第9 提出された技術資料等の審査は、「広島高速道路公社総合評価型VE審査委員会」で行うものとし、構成員等は「広島高速道路公社総合評価型VE審査委員会規約」による。

- 2 実施方針（「業務理解度」・「実施手順及び工程計画」）の審査は、開札後に予定価格及び制限価格の範囲内で入札した者について行うものとする。
- 3 自己採点表の審査は、技術評価点と価格評価点を合計した評価値が最も高い者について行うものとし、評価項目毎の得点は自己採点を限度とし、審査後の得点が自己採点を下回る場合は0点とする。
- 4 前項の審査の結果、評価値の最も高い者に変動が生じた場合は、再度前項の審査を行い、評価値の最も高い者が決定するまで繰り返すものとする。

(落札者決定基準)

第10 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法及びその他必要な基準を定めるものとする。

(評価基準)

第11 第10の評価基準は、次のとおりとする。

- (1) 評価項目

総合評価落札方式の型式及び委託業務の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定する。

(2) 配点

各評価項目に対する配点は、その必要度・重要度に応じて定めるものとする。

(3) 技術点及び価格点の配分点

評価項目毎の配点の合計から算出される技術点の配分点及び入札価格と予定価格から算出される価格点の配分点は、40～60点の範囲内とする。

(評価の方法)

第12 総合評価は、技術評価点と価格評価点を足し合わせた評価値をもって行うものとする。

なお、評価値は、少数第1位（少数第2位四捨五入）とするが、同点となる場合は、少数第2位とする。以下繰り返し桁数を増やすものとする。

評価値＝技術評価点＋価格評価点

技術評価点＝技術点の配分点×（評価項目毎の得点合計）／（評価項目毎の配点合計）

価格評価点＝価格点の配分点×（1－（入札価格）／（予定価格））

なお、評価項目毎の得点は、少数第1位（第2位を四捨五入）とする。

(落札者の決定方法)

第13 理事長は、次の要件に該当する落札候補者のうち、第9の審査後の評価値が最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 広島高速道路公社会計規程第76条第3項の規定により、契約の相手方として不適当とされないこと。

2 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(総合評価結果の公表)

第14 入札契約担当者は、契約締結後すみやかに各評価項目の得点、技術評価点、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

(評価内容の担保等)

第15 受注者が提出した技術資料等の内容は、発注者からの指示がない限り、原則として全て履行しなければならない。

2 委託業務の履行確認及び検査に当たっては、受注者が提示した技術資料等の内容の履行状況について確認するものとする。

3 受注者の責めにより、技術資料等の内容が満足できなかった場合、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求を行うことができる。又、業務成績点の減点を行うものとし、減点方法は未実施の評価項目毎に5点を減じるものとする。

(その他)

第16 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成25年2月6日から施行する。

附則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

別紙

総合評価に係る提出様式一覧

様式名		型 式		
		標準型	簡易型	特別簡易型
技術資料（表紙）		第1号	第1号	第1号
自己採点表		第2-1号	第2-2号	第2-3号 第2-4号※
企業の能力	企業の経験業務の業務成績評定点	第3号	第3号	第3号
	企業の実施体制	第4号	第4号	第4号
配置予定技術者	管理技術者の資格・業務実績	第5号	第5号	第5号
	管理技術者の経験業務の業務成績評定点	第6号	第6号	第6号
	管理技術者の手持ち業務件数	第7号	第7号	第7号
	担当技術者の資格・手持ち業務件数	第8号	第8号	第8号
業務の実施方針	業務理解度	第9号	第11号	—
	実施手順及び工程計画	第10号	—	—

※ 提出様式第2-4号は、特別簡易型で業務分野が測量業務のみの場合